

## 人権文化推進計画の各重要課題について 女性に関する重要課題の進捗状況

### 近年の動向

平成 7 年、第 4 回世界女性会議（北京）において、現在の女性の地位向上に関する国際的な指針ともいえるべき「北京宣言・行動綱領」が採択された。更に、その採択から 10 年目に当たる平成 17 年には、国連が第 49 回国連婦人の地位委員会を閣僚級会合に格上げして開催するとともに、一層の取組を国際社会に求める宣言が行われている。

国においては、平成 11 年「男女共同参画社会基本法」が施行され、平成 17 年には同法に基づく「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が閣議決定された。また、ストーカー規制法（平成 12 年施行）及び配偶者暴力防止法（平成 13 年施行、平成 16 年・19 年改正）など女性に対する暴力を防止する法整備も進められている。平成 19 年 12 月には、「官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が、政労使による調印の上、決定されたところである。

本市においては、平成 15 年 12 月に「京都市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、条例に規定する計画である「きょうと男女共同参画推進プラン」（第 3 次京都市女性行動計画）に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進している。平成 19 年 3 月には、近年の社会情勢の変化等に対応し、計画を着実に推進するため、プランの改定を行い、平成 22 年度までに今後 5 年間で重点的に取り組む具体的施策を明らかにした。

### 現状と課題

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の改正や次世代育成支援対策推進法の制定など、男女の雇用機会均等、仕事と家庭生活の両立等、男女共同参画社会づくりに向けての制度面での整備は着実に進んでいる。しかし、他の先進国と比較して、依然として管理職に占める女性の割合は低く、家事・育児・介護における女性の負担は大きいなど、課題も多い。このため、企業等における取組促進、家庭や地域等への男性の参画を重視した広報・啓発を進めていく必要がある。

また、本市が平成 19 年度に実施した「配偶者等からの暴力に関する調査」では、配偶者や恋人から何らかの暴力を受けた経験のある女性は 31.3% に上る。ドメスティック・バイオレンスをはじめとする女性に対する暴力は、女性に対する重大な人権侵害であり、その根絶に向け、施策の一層の充実が求められる。

### 主な取組内容及び実績

#### 【保育・学校教育】 男女の共生を進める保育の推進

##### 保育所の整備・拡充による女性の社会参加の拡大

##### 教職員自身の意識改革

##### 学校教育活動全体の見直し

#### ○ 男女の共生を進める保育の推進

男女が共に男女共同参画社会の担い手として尊重、協力し合いながら、健康で明るい家庭、社会生活を営むことのできる能力や態度を、低年齢児童から育成されるようにするため、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないよう配慮する保育を展開している。

○ 保育所の整備・拡充による女性の社会参加の拡大

女性が子どもを持っても働ける場所があることは、女性の経済的自立及び社会参加の場を広げることとなり、保育所は重要な役割を担っている。共働き世帯の増加、更には父母の就労形態の多様化等によって、保育需要がなお増加傾向にあり、保育所入所の待機児童が生じているが、本市においては、保育所の整備・拡充を進めてきた結果、就学前児童数に対する保育所定員の設置割合は政令指定都市の中で2番目に高い状況にあり、入所しやすい環境を確保している。

今後とも、保育サービスの質を保持しながら、保育が必要な世帯にはサービスが提供できるよう、保育所入所待機児童減少に努める。

<19年度(4月1日現在)保育所入所状況>

保育所定員数 24,420名 保育所入所児童数 25,561名  
保育所数 256箇所(1箇所休所中)

○ 教職員研修の充実

教職員自身の性別役割分担意識や偏見等を完全に払拭し、すべての教育活動を見つめ直すために、男女平等教育を推進するうえでの指導内容等に関する教職員研修を充実させる。

<19年度実績>

- ・人権教育講座(全5回のうち、男女平等教育をテーマにした講義は1回) 124名参加
- ・男女平等教育主任研修 182名参加
- ・性教育研修  
性教育指導講習会(H19.3.9、滋賀県民交流センター：文部科学省主催)  
30名参加
- ・\*伝達研修会・・・保健主事研修会(H19.5.2)約250名参加  
京都市小学校保健研究会(H19.5.28)約100名参加  
養護教諭夏季研修(H19.8.10)293名参加

○ 学校生活全体の見直し

男女平等教育を人権教育の重要課題の一つとして年間計画の中に位置づけ、各教科のみならず、男子・女子の役割分担や学習環境・服装・持ち物などに性別による固定的な役割分担意識等による課題が残されていないか学校生活全体を見直している。

<実績>

- ・男女混合名簿の実施 すべての市立学校において男女混合名簿を使用

**【啓発】様々な機会・広報媒体を通じた啓発の推進**

○ 男女共同参画に関する学習活動支援のための講師派遣

企業、市民団体、学校等の行う男女共同参画に関する研修・学習会へ職員等を講師として派遣するとともに、男女共同参画センターにおいて定例講座を開催している。

<19年度実績>

- ・出前講座 41回, 1,211人
- ・定例開催 9回, 130人

- 広報誌の発行  
 <19 年度実績>
  - ・男女共同参画通信 本冊（年 4 回各 20,000 部）、別冊（年 1 回 12,100 部）
  - ・「あなたのチャレンジ応援し隊」 年 1 回、7,000 部

**【雇用・意思決定】 企業等における男女雇用機会均等対策・両立支援の取組の促進**  
**意思決定の場に男女がともに参画できる条件整備**

- 「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録制度  
 「女性の積極的な登用」や「仕事と家庭の両立支援」など、男女共同参画に率先して取り組む企業等を登録し、その取組内容を P R するなどの支援を行う。さらに、特に意欲的な取組を推進している登録事業者に対して、市長表彰を行っている。  
 <実績>
  - ・登録事業者数 42（平成 20 年 8 月末現在）
  - ・表彰事業者数 4（平成 19、20 年度：各 2）
  - ・広報誌の発行 広報誌「パワー・キャッチ・きょう）」年 1 回 10,000 部
- 審議会等における女性委員の登用  
 平成 22 年度までに「男女いずれの割合も 35%を下回らない委員構成の確保」を目標に、京都市が設置する審議会等への女性委員の登用を促進している。  
 <19 年度末現在>
  - ・女性委員の登用率 30.1%

**【暴力】 暴力の被害に悩む女性への情報提供・相談の充実**  
**ドメスティック・バイオレンスを受けた女性の保護と自立支援**

- 男女共同参画センターにおける相談事業の実施  
 一般相談及び専門相談（法律・女性への暴力・働く女性のこころの健康・男性）を実施している。  
 <19 年度実績>
  - ・相談件数 1,920 件（うち暴力に関するもの 455 件）
- 緊急一時保護施設（民間シェルター）への補助  
 ドメスティック・バイオレンス被害者等を保護するための民間シェルターを運営する団体に対し、家賃に要する費用の補助を行っている。  
 <19 年度実績>
  - ・交付団体及び金額 1 団体 1,200 千円
- 京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議  
 京都市内の関係機関（府・警察・民間団体）間において情報の共有化を図ることにより、総合的な支援体制を充実・強化を図っている。  
 <19 年度実績等>
  - ・構成機関 24 機関
  - ・開催実績 会議 2 回、事例検討会 1 回  
 シンポジウム 1 回（一般市民含め参加者 194 人）